

2018年度 NO. 3 2018. 9. 30

## 目 次

### 1. 小島養殖への不当利益許容の「排出事業者負担制度」

大阪府下における魚アラのリサイクルはリサイクル業者が町の魚屋さんからも一軒ずつ回収し小島養殖で一括してリサイクルできる、大変優れたシステムと認識していたが、来年4月からの大阪府の改革は、排出者から処分費用を徴収するなど、小島養殖が不当利益を得るシステムになる。最近では魚粉が高騰しているにも関わらず…。

### 2. コラム アイヌ語の不思議第 13 「小田」は砂浜？

今回、加藤さんは「小田」の謎解きをしに「小田原」を訪れました。やはりアイヌ語によると説明ができるのですね。地名は地形を物語っています。

### 3. 明石市焼却工場の建て替え計画について

運転して20年経った炉の建て替えの計画があるが、「古くなると補修費が高くなるのか？」「建て替えではなく大規模補修の方が経済的ではないのか？」の疑問を持ち、当会理事長と元工場長を含む会員及び市議さんが見学の上、当局と話し合いをした様子をレポートする。

### 4. 貴島産業（株）千早工場 操業停止中

千早赤阪村金剛山登山口の近くに堆肥化工場があり、悪臭がすると当会が相談を受けていたが、最近、臭いがしなくなったと聞き、見に行ってみた。

#### 学習会

#### ～小島養殖への不当利益許容の府改革～

日時：平成30年11月29日（木）午後2時～4時（受付：午後1時30分～）場

所：ホテルアウィーナ大阪 3階信貴の間（近鉄上本町駅から徒歩5分）

講師：森住 明弘 NPO法人 大阪ごみを考える会 理事長

参加費：1000円（資料代を含む）

申し込み：別紙（※本会報最終ページに添付）にて

FAX、メール、郵送でお申込下さい（締切11月25日（日）到着分まで）

問い合わせ：杉本（080-2440-5460）まで

\*一般の方も参加できます。

## 小島養殖への不当利益許容の「排出事業者負担制度」

当会会報（2018年度No.1, No.2）において大阪府魚腸骨処理対策協議会（以下、協議会）が決定した「排出事業者負担制度」について報告してきました。現在協議会は、平成31年4月1日の制度実施に向け、府内全市町村が排出事業者へ協議会作成のリーフレットを配布・制度の概要説明を行っています。説明を受けた排出事業者からは多大な疑問・不満が上がっています。

### （1）不当な委託契約

協議会と小島養殖は「魚腸骨共同処理委託契約書」を毎年締結しています。資料によると平成20年度以降、委託金額は0円となっています。平成29年度の契約書によると委託金額は以下の式で計算されています。

#### 1) 委託金額の算定式及び数値（協議会から開示された資料：平成29年度）

$$\begin{aligned} \text{委託金額} &= (16.4 \text{ 円/kg} \times \text{魚腸骨処理量}) \\ &\quad - (\text{魚粉製品単価} \times \text{魚粉販売量}) \times 70\% \\ &\quad - (\text{魚油製品単価} \times \text{魚油販売量}) \times 70\% \end{aligned}$$

2) この式の最も問題なのは「算定式により算出した委託金額がマイナスとなる場合は0円とする。（委託契約書2の但し書きから）」と書かれていることです。

#### 3) 計算式に用いる数値は、過去3年間の数値合計を3で除したものを使用することになっています。

$$\begin{aligned} \text{すると委託金額} &= (16,400 \text{ 円/ト} \times 18,437 \text{ ト}) \\ &\quad - (128,416 \text{ 円/ト} \times 4,370 \text{ ト} \times 70\%) \\ &\quad - (105,173 \text{ 円/ト} \times 1,657 \text{ ト} \times 70\%) \\ &= -212,447,907 \text{ 円} \quad \text{となり、約2億円が協議会に還元されることになるのに、契} \\ &\quad \text{約では0円でよいと言っているのです！} \end{aligned}$$

#### 4) 協議会は小島養殖に何を「委託」したのか？

通常の事業系一般廃棄物の場合には、単に「処理委託」になり処理場が複数ある場合などは入札になります。しかし、魚アラの場合は中間処理後の付加価値が著しく高いから、単に「処理委託」と捉えるのでは極めて不十分になります。小島養殖への「委託」は、「処理委託」＋「再生物製造委託」＋「再生物販売委託」の三業務を委託していることになります。上記の計算式の場合「処理委託費」は16,400円/トとなると捉え、「再生物製造委託費」は販売価格の70%と捉えています。「販売委託費」は式には出ていませんがこの中に含まれることになります。

魚アラでなく魚なら、「処理委託」ではなく、後ろの2つだけにだけになります。魚の持ち主は、どこかの工場に製造・販売「委託」をしたことになるから利益は全部自分のものになります。ところが魚アラの場合、最初に所有権を放棄しているから、理屈上利益を要求出来ない矛盾を抱えることになるのです。

魚アラの「製造委託費」は施設が同じであれば、経年変化は少ないが、販売価格は大きく変わります。にもかかわらず、「製造委託費」は販売価格の70%に固定しているところが協議会の認識不足と言うことになります。よって、正しい式は以下のようになります。

委託費＝販売価格総額×適正利益率－{(処理単価×搬入量)＋(魚粉再製造単価×製造量)＋(魚油再製造単価×製造量)＋販売費}となります。

「処理費」はホッパーに入れてから、異物を除去するまでの工程とし、その後の、砕いたり、加熱したり、乾燥させたりする工程の費用は「製造コスト」と捉えないと合理的な「委託費」にならないの

に協議会の式は誤っているのです。正しい式で計算すると排出者がもらえるマイナスの委託金額＝還元金額は2億円以上になると思われます。

#### 5) 小島養殖の不当利益

協議会はこの委託契約を見直すことなく還元できる金額を放棄する委託契約を結んできたのです！制度が実施される来年度からは、小島養殖から収集運搬業者への収集奨励金(約6円/kg)は廃止となることから小島養殖は大幅な増収となります。一方、収集運搬業者は排出者からの収集運搬費のみが収入となることから、制度実施後の経営は厳しい状況になっていくものと思われます。

(2) 排出者は小島に委託しないと違法なのか？

#### 1) 排出者の主な意見

平成30年6月28日の魚あら処理費用事業者負担に関する市町村説明会資料2によると排出事業者の主な意見(協議会事務局が大手スーパー等に制度説明の際に受けた発言)は以下のようです。

- ・排出者に負担を求めるよりも、小島が民間企業として努力することが先ではないか。
- ・小島養殖は、魚あらを集め、量を確保する努力をすべき。また、品質の高い魚粉を生産するなど努力すべき。一方的に処分料金を決められても、小島養殖が儲けて贅沢していてもわからない。

#### 2) 出席市町村との質疑(Q:市町村 A:協議会事務局)

\*Q.実際に、大阪府が説明に回って、どれくらいの事業者が納得してくれたのか。

\*A.「行政に従う」と答えたのは少数で、たいていの業者は「処分料金が分からないと判断できない」と答えており、一部の業者は「処分料金が必要ならば、有価買取を検討」と反対している。

\*Q.小島養殖に対して当分処分料金は変わらないという確約を取ってほしい。

\*A.民民契約の話なので、行政から0円にしてほしいということは言えないが、処分料金を取れば、スーパーからの魚あらが府外に出してしまう可能性があることは小島養殖に伝えている。

\*Q.小島養殖は、財務状況を公表しているか。

\*A.対外的には何も出していない。

#### 3) 排出事業者からの質問・反対が予想されるため、協議会は説明に赴く市町村向けに以下のQ&Aを作成しています。Q&Aでは23項目にわたって、排出者からの質問に対する解答例が記載されています。その中で、最も問題なのは排出者への罰則を課すという回答例です。

\*Q2: .食品リサイクル法では、府外のリサイクル施設へ搬出も可能ではないか？府外に持ち出すと法令違反になるのか？

\*A2.廃棄物である魚あらについては、排出事業者が、廃棄物処理法第6条の2第6項に基づき、市町村が策定する一般廃棄物処理計画に従って、運搬・処分を自ら実施又は委託する必要がある。したがって、市町村の一般廃棄物処理計画において、魚あらの処理を府内で限定している場合は、同条項の違反となる。(罰則(廃棄物処理法第25条第1項第6号):5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金)

即ち一般廃棄物処理計画に従わないと罰金を取ると言っているのです。

#### 4) 協議会の調査では、魚あら処理について、一般廃棄物処理計画へ記載しているのは9市町村で、記載していないのは34市町村と報告されています。(平成29年1月、協議会実施の府内43市町村アンケート調査より)。そこで、記載されているとした、平成30年度 大阪市一般廃棄物処理実施計画(処理計画を具体化したもの)の中で魚アラに関する記述と処理委託を行っている事業系一般廃棄物について調べてみました。

平成 30 年度 大阪市一般廃棄物処理実施計画（原文のまま引用）―波線は筆者

## イ 生ごみの減量

- ・(イ) 事業所から排出される生ごみの減量

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」の趣旨や内容の普及啓発に努め、民間施設での資源化など、食品関連事業者等の自主的・主体的な取組を促進し、事業所から排出される生ごみの減量を進める。なお、魚あらについては、引き続き大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じ、民間施設で資源化に努める。

## ウ 分別収集対象品目

- ・(イ) 容器包装プラスチック

容器包装プラスチック中継施設に搬入した容器包装プラスチック及び許可業者が収集するアパート・マンションから排出され、焼却工場内に設置したコンテナ等に搬入された容器包装プラスチックを、市（委託）により民間施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すことにより資源化を行う。

大阪市の実施計画には「民間施設で資源化に努める」とは書いているが協議会の言うように小島養殖とは書いていないから、大阪市内からの魚アラは他施設へ搬入できることとなります。

容器包装プラスチックでは資源化までの搬入要件が詳しく記載され、明確に資源化を行うと記載されています。しかし、魚アラについての記載は資源化に努めるとあり、努力義務として記載されています。また、魚アラについての記載項目は生ごみの減量の中にあり分別対象品目となっていないのです。大阪市は分別収集対象品目の内、古紙・衣類の持ち去り行為及び持ち去られた古紙・衣類の譲受け行為を規制し、違反行為者に対して指導等や過料、氏名公表等の罰則規定を適用しています。しかし、生ごみ減量については数値目標を示していますが条例による罰則規定は定めていません。

- 5) 協議会は法律を盾にとって法に疎い排出者への説明を行うよう市町村に勧めている。

協議会の説明にある一般廃棄物処理計画に「従う」ためには、排出者が妥当と思われる搬入料金及び還元金（これは魚アラの特殊性による）の算定式を各市町村が定め、これを条例に記載しなければなりません。条例に書いてあると、これを守らない場合は罰金を支払うなどの義務が生じますが、処理計画は原則しか書かずお金に関する具体策は条例に書くことになるのです。搬入料金と還元金の算定式を決めないと、具体的負担額及び還元金が分からないから「従い」ようがなくなります。魚アラについてはこの二つの金額を条例で定めていないから、従わなかったからと言って罰則を課すことはできないと言うことになるのです。

協議会は、委託金額、魚腸骨処理量、魚粉製品単価、魚粉販売量、魚油製品単価、魚油販売量を毎年把握していました。しかし、委託金額が 0 円であったことで排出者への還元金還付を怠り不当利益を小島養殖に与えてきたのです。今回資料とした「魚腸骨共同処理委託契約」に係る審議は「予算額も 0 円であることから、書面開催とさせていただきます。」ということになり会議は開催されていません。協議会はこの契約に縛られているから小島養殖を守らざるを得ない構図になっているのです。

（杉本 照夫記）

## 「小田」は砂浜？

加藤昌彦

みなさんは「小<sup>おだ</sup>田」や「大<sup>おおだ</sup>田」という地名を見て、何を感じられますか？私はどこの土地でも田の大小はあるのに、大きい田ばかりあるところとか、小さい田ばかりあるところというのは、どうも不自然だなあと感じてしまいます。

この小田や大田をアイヌ語で調べると、「ota：砂；砂浜」が出てきます。

「小田」というと、東海道の宿場町で「小田原提灯ぶらさげて、それやっこ どっこいほい さっさ♪」という歌が思わず、浮かんできます小田原に行ってみましょう。小田原は砂浜とは結び付かないように思われますが・・・。

小田原駅からお城の脇を通って、1キロも行くと「御幸<sup>みゆき</sup>の浜」海水浴場に着きます。遠浅の美しい海岸です（写真）。海岸から50mも離れると、標高9mぐらいの高地になる地勢です。小田原はアイヌ語では、「ota-para、砂浜・広い」と解せます。

相模湾に面した砂浜、御幸の浜を東へ3キロもいくと酒匂（さかわ）川に達します。大きな川の中に、葦の洲が到る処にあり、増水時は見えなくなるというような川です。この酒匂。お酒が好きな人なら一遍に覚えてしまいそうな地名ですが、アイヌ語で「sa-ka-wa；浜・高い・川岸」と解せます。

少し、脱線しますが、相模（さがみ）。酒匂とは「わ」と「み」の違いだけです。相模は「sa-ka-moy；砂浜・高い・湊」と解せます。あるいは河口部が「mu：塞がる」であることに拠るかも知れません。

次に太田を見ます。和歌山市に太<sup>おおだ</sup>田があります。ここは10世紀に書かれた辞書にも出て来る地名です。JR和歌山駅の東500mにあります。周辺には中之島、松島、出島、中島、などの「島」地名が太田を取り囲んでいる形です。JR和歌山駅東口を出るとすぐに弥生時代の「太<sup>おおだ</sup>田黒田遺跡」の掲示がありました。ここは縄文時代は海で、次第に陸地化しました。「ota：砂浜」が漢字にひきづられて、オオダに変わっていったと思われます。

ところでこの「オタ」の変化として「ウタ」があります。大阪市西淀川区に歌島橋という楽しそうな地名があります。ここも周辺に御幣島、佃島、姫島、竹島、加島、など「島」地名がたくさんあります。ここもかつての砂州地帯と思われます。

今回は小田から、思いもよらぬ砂浜へ行っていました。

ごみ問題学習会に参加している丸谷明石市市議は表題の問題について学習しています。当局は現炉は1999年（平成11年）稼働の480t炉（160t×3基）は老朽化して運転経費が年々上がっているため、新炉にせざるを得ないというのです。



明石市ホームページより

でも建設後20年程度では老朽化とは思えないので、丸谷市議は当局に大規模な補修をした方が経済的でないのか？と尋ねると、この炉の焼却炉は3基あるが、公害防止設備や煙突は3基分まとめて造っているため、1基ずつ補修はできず、その間は他所に頼まざるを得ないから現実的でないと言われました。そこで8月末に当会の森住・吉田・杉本の3人と市議さん4人で明石市の清掃工場を見学に行きました。

### 1. 1基ずつ公害防止設備はついてた

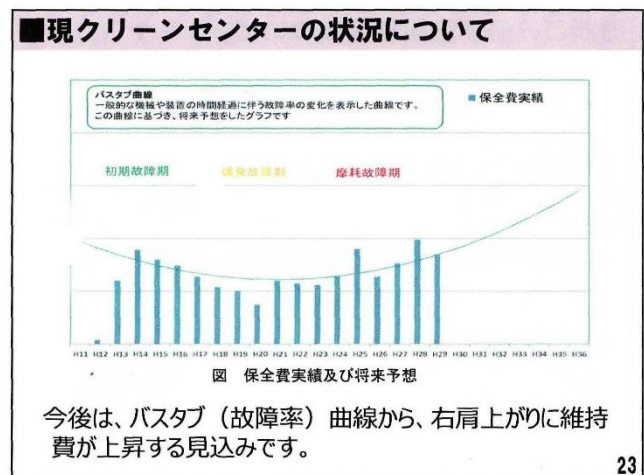
炉に詳しい当会メンバーと違い、関心はあるが、炉の仕組みに詳しくない市議や市民は当局の発言の真偽を確かめられません。当局は型どおり構内見学をさせてくれ説明してくれましたが、1基ずつか否かは説明しません。これは通例の見学会でしていることで何も当局が隠しているわけではありません。それで、見学後の質問会でもらった立面図を見ながら（立面図では1基ずつか否かわからないのです）、「見学したところでは他所の炉と同じく1基ずつついているように見えたが、間違いありませんか？」と尋ねました。するとあっさり「その通りです。煙突は外観を見ると1本に見えますが中には3本入っているのです。」と言うのです。

焼却炉だけでなく、下水処理場や水道設備など、技術の巧拙で建設費や運営費が大きく変わる行政施設はたくさんありますが、素人に関心を持たれると仕事がやりにくくなるからか、どの行政でも仕組みを詳しく知らないことを悪用しがちになります。明石市の当局はあまりに初歩的なごまかしでやり過ぎそうとしたのですが、当会のようによく知っている人に尋ねられると本当のことを言わざるを得なくなるのです。

図1

### 2. 古くなると補修費は高くなるのか？

1の問題はあっさり解決できましたが、当局が依拠しているのが「老朽化すると補修費が高くなる」という素人を納得させやすい論拠です。明石市の場合これはよく勉強していて図1のような客観的データを作っています。縦軸は「保全費実績値」と書いてあるだけで単位は書いていないから内容は不明です。横軸は「操業後の年数」です。棒グラフが実績値でこの経年変化は真ん中が低く両端に行くほど大きくなる曲線で近似しています。これをバスタブ曲線（故障率曲線）という



なっています。現実の故障曲線はバスタブ曲線に近いだろうから、縦軸の保全費の内容を知ることが先決になります。でも素人はこのような一見本当と思える曲線を示されると、“違う！”と即座に反論できないので当局の計画が事実上認められるのです。

ところが吉田会員は工場長経験者なので、バスタブ曲線にならず、古くなっても経費は横ばいのできるスキルがあることを知っているのです！

### 3. 生駒市の事例

生駒市は8年前の平成22年に操業後9年経った焼却炉の運転と補修を10年間委託する長期包括契約を神戸製鋼関係の会社と結びました。明石市の炉より2年後に操業したから、平成22年頃はバスタブ曲線底の保全費が最も安い頃です。ライバル社が二社あり競争しましたから、バスタブ曲線のような保全費の予測をすると負けてしまいます。

生駒市は公害防止設備を取り替えるなどの大規模な補修は不用と予測できる長寿命化調査をしているから、三社は10年間の「保全費」を安くできる計画を立てましたが、最低価格でない神戸製鋼が落札しました。「保全費」を安くすると、年一回の補修業務と日常の保守業務に必要な十分なお金をかけられなくなります。そこで「保全費」を安くできる手法を具体的に提案してもらい、6人の専門家が評価したところ二社は評価点がかなり低くなったのです。

この長期包括契約と通例の一年ごとの補修契約の違いは以下ようになります。通例だと炉の補修・保全技術に詳しくない行政が発注者になり、操業している民間業者が受注者になるので、行政側は経費をできるだけ安くしようとするため、業者側の補修費提案を削りがちになり、必要十分な補修ができ難くなります。すると“だましだまし”の運転をせざるを得なくなり、結果としてお金のかかる大補修をせざるを得なくなるようになります。

一方、長期包括契約では、行政は10年間の運転費と補修・保守費を一括して支払うことになるので、年毎の補修・保守費は受注した運転業者が支払うことになるから、経費を少なくしようとする動機が生まれるのです。

ただ長期包括契約はいわゆる“丸投げ”方式なので、行政側が運転・保守・補修技術を必要十分なだけ学習する機会を作っておかないと、“使い捨て”されるリスクが高まります。それで生駒市では契約後も契約通りの操業をしているか否かをチェックするため、二ヶ月に1回専門家がいった検討会を開き双方が学習し合っています。すると、「保全費」を安くするソフト技術が見えてきました。

第一に補修時期を通例のようにごみ量の少ない頃にするのではなく年間で平準化することだとわかりました。ごみ量の少ない時期はどの行政も大体同時期になるから、この時に補修業者に委託すると、請負業者は受託費を高くしがちになります。

第二は日常の保守点検業務を丁寧にすると補修費がその分節約できることです。それで生駒市では、日常点検して発見した小トラブルと修理した件数を月毎にまとめ検討会に報告してもらうようにしています。すると担当者の励みになり、技術の向上が図れることになり、炉は古くなりますが老朽化せずバスタブ曲線は右上がりにならず横ばいになるのです。

### 4. 明石市に提案

#### 1) 売電料金を炉の補修・保守費に使う

炉のソフト&ハード運転技術に詳しい吉田会員は新炉建設でなく、現炉の有効利用できる具体策を二

つ提案しました。

明石市の炉は発電機がついているので、年間4億円の売却益があるとのこと。しかしこのお金は市の一般会計に入ってしまうので、現場で工夫して発電量を増やしても努力が報われません。現在補修費は年間1億円かかっているとのことですから、4億円の一部を担当課が使えるようになると、必要十分な日常の保守点検費が賄えるようになり、補修費は右上がりではなく、生駒市のように横ばいになる可能性は大きいと思います。

## 2) 現炉を1基ずつ建替える

建屋の耐用年数は60年程度なので、建屋を残したまま1基ずつ建替えると新炉を別の場所に建設するよりも安くなる可能性があります。この提案に対し担当者は他の2基に悪影響を与えないようにするには“莫大な費用がかかるから現実的でない”と否定的でした。でも概算は全くしていませんでした。仕様書を見るスキルがあれば概算はできるのです。

(森住 明弘記)

## 貴島産業(株)千早工場 操業停止中

平成27年に金剛山の麓、千早赤阪村千早地区の住民から当会に悪臭被害の相談を受けていた。地区に隣接する河内長野市の土地に産業廃棄物である汚泥を堆肥化する施設 貴島産業(株)千早工場がある。当会では工場見学を実施し地区や役場に聞き取り調査し、状況把握に努め注視していたがその後臭気被害はあまり聞かれなくなっていた。



操業停止中の貴島産業千早工場

最近住民によると昨年の暮れぐらいからまったく悪臭が漂ってこなくなった。工場が停止していると聞き、工場に立ち寄ってみると臭気は漂っておらず、やはり停止していた。進入路である旧府道214号の草は伸び路面は乗用車が通れないほど荒れている。

○工場の立地々域である河内長野市役所に聞いた。

本年当初より停まっている。続けるのが困難なようです。貴島産業の社長はいずれ再開したい意向のようです。廃棄物処理及び清掃に関する法律の許可の期限が29年4月26日となっていたが更新はされていない。

○貴島産業(株)に電話にて聞いた。

現在停止している。再開させたいがいつになるか決まっていない。処理物は工場内に少し残っている。ここに持ち込まれた廃棄物の処理については業界として他にも受入れているところがある。との答え。

操業停止中の工場は外観的にはそれなりに整頓されていた。野生動物により荒らされている様子もなかった。

(吉田 義晴記)



**FAX 郵送用紙 (メールでも受付ます)**

## 学習会参加申込書

[宛先]

**NPO法人 大阪ごみを考える会**

[TEL&FAX番号]

**06-6338-3908**

[郵送先住所]

**〒.564-0063**

**大阪府吹田市江坂町 4-23-7-309 水川方**

[メールアドレス]

**info@osaka-gomi.sakura.ne.jp**

### ご記入欄

ご参加者所属名

[ ]

ご参加者名

[ ]

ご参加者住所

[ ]

ご参加者.連絡先電話番号

[ ]